

令和8年度 奈良市会計年度任用職員 特別支援教育推進課

(教育発達支援相談員)

応募締切：令和8年2月24日（火）正午まで

1. 募集内容等

採用予定人数	5名
職務内容	<ul style="list-style-type: none">○特別な支援を必要とする幼児児童生徒の教育相談等にかかる窓口、電話対応○来所および学校園を訪問し特別な支援を必要とする幼児児童生徒の実態把握、保護者との面談○学校園の教職員との相談及び指導助言○学校園、相談機関との連絡調整○就学を見据えた幼児の発達相談○こども園・保育所・幼稚園等への巡回相談に応じ、助言や情報提供、関係機関との連絡調整を行う。 <p>上記の職務のうち、配属係によって、その一部の内容を行う。</p>
募集要件	<ul style="list-style-type: none">・特別な支援を必要とする幼児児童生徒の支援について、熱意が有り積極的に相談活動を行うことができるもの・パソコンの基本的な操作が可能であること
受験資格	<ul style="list-style-type: none">・保育士資格、幼稚園・小学校・中学校・特別支援学校等のいずれかの教員免許状を有する者・普通自動車運転免許を有し、日常的に運転ができる方が望ましい。
※地方公務員法第16条に規定する下記の欠格条項に該当する方は応募できません。	
<ul style="list-style-type: none">・拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終えるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者・奈良市において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者・日本国憲法の施行の日以降において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者	

2. 勤務条件等

任用期間	令和8年4月1日～令和9年3月31日
勤務地	奈良市教育センター（三条本町13番1号）
給与	<p>月額 175,800円/月（任用期間中の勤務日数180日）</p> <p>※期末勤勉手当の支給あり。ただし、在職期間に応じて、支給率は変動します。</p> <p>※片道2km以上の場合、通勤手当相当分の支給対象。ただし、上限・要件あり。</p> <p>※条例改正により、上記の給料単価に改正が生じる場合があります。</p> <p>※年度途中の条例改正等により、任用開始日に遡及して給与に増減が生じる場合があります。</p>

勤務時間	午前8時30分～午後5時15分（休憩時間1時間）
休日	土曜日、日曜日及び月曜日から金曜日のうち所属長が指定する日並びに祝日及び年末年始（12月29日～1月3日）
休暇	年次有給休暇他
服務	地方公務員法の服務に関する規定が適用となります。
条件付採用	地方公務員法第22条及び第22条の2第7項の規定に基づき、採用は全て条件付のものとし、採用後1か月間を良好な成績で勤務した時に会計年度任用職員として正式採用となります。
社会保険	奈良県市町村職員共済組合（健康保険）、厚生年金及び雇用保険の適用があります。
災害補償	公務上の災害又は通勤による災害についての補償制度があります。
その他	受動喫煙防止対策として原則敷地内を禁煙としています。

3. 申込方法等

試験の方法	<p>(1) 書類選考</p> <p>提出書類</p> <p>奈良市会計年度任用職員応募申込書兼履歴書</p> <p>※エントリーフォーム内に「免許証等の写し」を添付していただく必要があります。</p> <p>(2) 面接試験</p> <p>免許証の原本をお持ちください。※任用となった場合はコピーをいただきます。</p>
面接日時	随時
申込方法	<p>以下のWeb申込フォームから必要事項を入力のうえ、お申し込みください。</p> <p>(Web申込フォーム https://logoform.jp/form/p6et/1441665)</p> 

問い合わせ先
<住所>〒630-8122 奈良市三条本町13番1号
<担当課>特別支援教育推進課（奈良市教育センター）
<電話番号>0742-33-2000
<受付時間>土日及び祝日を除く 午前9時～午後5時

※申込書類は受付後返却しません。

※申込書に記載された個人情報は、登録、任用に関する事務及び任用後の人事管理に関する事務以外の

目的には使用しません。

※ 任用となった場合、申込書に添付いただいた顔写真をデータ化し、職員録（人材管理システム）に登録して府内で共有いたします（人材管理システムとは、奈良市役所内部の職員管理を担うシステムであり、原則、市民等外部に公開されるものではありません）。

※給与については、奈良市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の改正により、改定する可能性があります。

※任用通知書の交付までは任用を確約するものではありません。

※今後の予算に係る議決状況により、当該募集が取り消されることや任用されないことがあります。